

酒々井町第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
策定業務委託に関する募集要領

令和7年6月

酒々井町健康福祉課

1. 業務委託の目的および概要

(1) 業務目的

本業務は、町が令和9年度から11年度までの3年間の計画期間とした「酒々井町第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定にあたり、本町の現状から高齢者に関する福祉・介護保険のニーズを把握し、高齢者福祉・介護保険全般にわたる課題・問題点を抽出して分析しつつ、町の総合計画、国の制度改正等と整合性を図り、地域の実情や特性を生かした独自性のある計画を作成するために必要な支援について業務委託を行うことを目的とする。

このため、地域包括ケア「見える化」システム等に精通し、十分な実績と信頼性をもつ事業者を選定することが望ましいため、公募型プロポーザルを実施する。

(2) 委託業務名

酒々井町第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託

(3) 実施形式

企画提案書及びプレゼンテーションによるプロポーザル方式

(4) 履行期限

契約締結の翌日から令和9年3月19日（金）までとする。

(5) 業務内容

別紙「酒々井町第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託に関する仕様書」のとおり

(6) 予算額（見積限度額）

令和7年度は3,652,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

令和8年度は3,487,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

※上限を超えた提案は無効とします。

(7) 契約方法

令和7年度から8年度までの2か年の継続契約とする。

2. 応募資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

(1) 酒々井町入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 酒々井町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する

申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。

- (6) 本業務の総括責任者となる業務責任者は、以下の同種業務すべてにおいて、千葉県内での受託実績を有すること。また受託実績はすべて過去5年以内のものとする。
- ・同種業務1＝第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
 - ・同種業務2＝地域福祉計画及び地域福祉活動計画
- (7) 首都圏に本店、支店又は営業所が所在していること。
- (8) 企画提案者が1社の場合でも、事業者選定を中止せず、契約候補者とするか提案内容を基に審査し、決定する。

3.実施スケジュール

内 容	期 日
公募開始（ホームページ掲載）	令和7年6月 2日（月）
質問書の提出期限	令和7年6月16日（月）正午まで
質問書に対する回答期限	令和7年6月25日（水）
企画提案書の提出期限	令和7年7月 2日（水）
プレゼンテーション審査	令和7年8月上旬
審査結果通知	令和7年8月下旬
契約事務手続き	令和7年9月中旬

4.質問に関する事項

提案予定者は本募集要領及び仕様書に関して、以下の方法により質問をすることができる（以下の方法以外による質問は受け付けない）。

- (1) 質問は、質問書（様式1）によるものとする。
- (2) 提出期限 令和7年6月16日（月）正午まで
- (3) 提出先 酒々井町健康福祉課介護保険班

電話：043-496-1171（内線）131

Eメール：kaigo@town.shisui.chiba.jp

- (4) 提出方法 Eメール

- メールの件名は「酒々井町第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託プロポーザルに係る質問書（法人名）」と記載し、送信後に必ず送信した旨、担当課へ連絡すること。
 - なお、電話や窓口訪問による口頭での質問及び評価等への影響を及ぼす恐れのある質問については受付及び回答は行わない。
- (5) 回答は、令和7年6月25日（水）までに本町のホームページで公表するが、質問書の提出が無い場合は、公表を実施しないこととする。

5. 企画提案書に関する事項

提案者は、以下に掲げる書類等について、提出期限までに9部（正本1部、副本8部）提出するものとする。

(1) 企画提案書（様式2）

(2) 仕様書を踏まえた企画提案書（様式3）

(3) 業務工程表（様式4）

(4) 業務実施体制（様式5）

(5) 見積書及び積算内訳

※企画費・人件費・印刷費・用紙代など内訳を示すこと。

※積算内訳は税抜きとする。

(6) 過去5年以内の同種業務実績（様式6）

※過去5年間における千葉県内の第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の業務受託実績

(7) 会社概要

※会社案内（パンフレット）による代替えでも可とする。

(8) 過去1年間の財務状況が分かる書類

※貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類

(9) 提出書類作成等にあたっての留意事項

①A4判縦置き・横書きスタイルとし、1部ずつファイルに綴じ、様式ごとにインデックスを添付すること。

②文字の大きさは、12ポイントとする。

③提案書のページ数や文字数の制限は設けないが、極端に多くならないようにすること。

④カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は、可とする。

⑤ページ番号を振ること。

⑥提案書類の作成及び提出、プレゼンテーションに要する費用は、全て提案者の負担とすること。

⑦一度提出した提案書等の差し替えは不可とする。

⑧提出書類について、原則返却は行わない。

6. 企画提案書等の提出方法

- (1) 提出期限：令和7年7月2日（水）
- (2) 提出先：酒々井町健康福祉課介護保険班窓口（中央庁舎1階）
- (3) 提出方法：持参又は郵送（Eメール、FAXは不可）
※郵送の場合は、提出期限日消印有効とする。
- (4) 提出部数：正本1部、副本8部（審査委員・事務局分）

7. 審査および選定方法

- (1) 審査は、企画提案書等の提出書類およびプレゼンテーションによるものとし、酒々井町第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託業者選定委員会により審査する。
- (2) プレゼンテーションは、1提案者につき20分以内とし、その後必要に応じて審査委員からの質疑応答を行う。出席者は1提案者につき、3名以内とする。
- (3) プレゼンテーションの日程は、令和7年8月上旬を予定しており、詳細は、提案書提出者に別途通知する。
- (4) プレゼンテーションは、本業務に携わる業務責任者を中心に行うものとする。
- (5) 審査は、別表「酒々井町第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル評価基準」により行い、評価方法は、指定した様式に基づいて提出された書類一式について、評価基準に基づき公平かつ客観的に評価を行い選定する。
- (6) プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の記載内容に準じた内容とし、当日の説明資料の配付及び事前に提出した企画提案書以外の資料による説明は認めない。
- (7) プロジェクターを使用する場合は、企画提案書の提出時に申し出ること。また、使用する機材等のうち、スクリーンおよびプロジェクター以外の機材等については、提案者が準備するものとする。

8. 審査結果に関する事項

- (1) 審査結果については、審査結果通知書により通知する。
- (2) 選定理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。
- (3) 審査結果は、酒々井町公式ホームページに公表する。

9. 委託契約に関する事項

審査・選定により委託候補者を決定し、業務委託契約を締結するものとする。

- (1) 契約期間は、契約日から令和9年3月19日（金）までとする。
- (2) 契約に際し、提案内容の一部を協議により変更する場合がある。
- (3) 契約に当たっては、関係法令及び酒々井町財務規則等によるものとする。
- (4) 当該業務に対する委託料の上限は、令和7年度は3,652,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）令和8年度は3,487,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）とし、業務遂行に係る一切の経費を委託料に含めるものとする。

10. 提案書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合、その者の企画提案は無効とする。

- (1) 本募集要領及び仕様書に定める条件に適合しないもの。
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 提案に関し、談合等の不正行為があったとき。
- (4) その他提案者が当該業務を履行するに不相当であると認められた場合。

11. その他

- (1) 提出された企画提案書の著作権は企画提案者に帰属する。
- (2) 提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

12. 問い合わせ先

〒285-8510

酒々井町中央台 4-11

酒々井町健康福祉課介護保険班

電話：043-496-1171（内線）131

Eメール：kaigo@town.shisui.chiba.jp